

平成30年度宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成制度募集要領

本市において安定した介護サービスの提供を図るため、大学等の養成機関等を卒業し、市内の介護サービス事業所に介護職として新たに就職する方に対して、就職支援金として助成します。

1 助成対象者

平成30年度に養成機関等を卒業（修了）見込みで次の条件に該当する者

- (1) 市内の介護サービス事業所に常勤介護職として新たに就職が内定していること。
- (2) 介護職として市内の介護サービス事業所に2年以上継続して勤務すること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 本市の他の類似の助成制度を利用又は利用する予定がないこと。
- (5) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

2 募集期間

平成30年8月1日（水曜日）から平成31年2月28日（木曜日）まで

3 助成金額等

- (1) 助成金額 1人あたり10万円
- (2) 助成予定人数 10人

4 申請方法

次に掲げる書類を募集期間内に下記9まで持参又は郵送で提出すること。持参の場合の受付時間は、平日の8時30分～17時15分とします。

- (1) 宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金卒業予定証明書（様式第2-1号）
- (3) 宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金就労予定証明書（様式第2-2号）
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) 市税等の滞納がないことの証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

5 助成金交付の決定

書類審査のうえ速やかに決定します。

6 助成金交付決定後の手続

- (1) 助成金請求

平成31年3月31日までに宇部市新卒介護福祉士等就職支援助成金交付請求書（様式第5号）を提出すること。

- (2) 就労状況の報告

就業開始後、10日以内に養成機関等の卒業証書の写し又は卒業証明書を添えて宇部市介護福祉士等助成金就労証明書（様式第2-3号）を提出すること。また、交付の決定を受けた日から起算して1年目及び2年目経過した時点で、宇部市介護福祉士等助成金就労継続証明書（様式第2-4号）を提出すること。

7 助成金交付決定の取消及び助成金の返還

次の事由に該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、全額返還を求める場合があります。

- (1) 交付決定を受けた当該年度に養成機関等を卒業できなかったとき。
- (2) 市内の介護サービス事業所に就職しなかったとき。
- (3) 介護サービス事業所に就職後、介護職として2年間を経過する前に離職等したとき。
- (4) 提出書類に偽りがあったとき。
- (5) その他助成金の交付が不相当と認められるとき。

8 その他

申請様式等については、宇部市ホームページからダウンロードできます。
宇部市>就職・退職>新卒介護福祉士等就職支援助成制度

9 提出先・問い合わせ先

宇部市健康福祉部高齢者総合支援課 介護保険係（給付担当）

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8394 FAX 0836-22-6026

メール t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp